

## 2 各分野に共通する施策の展開

ここでは、1の「分野別の施策の展開」で掲げる「地球環境の保全」、「循環型社会の形成」、「自然との共生」、「地域環境の確保」という4つの政策分野に対して、横断的・共通的に関わる施策を掲げます。

### (1) 環境に配慮した地域づくり

#### めざす姿

子供から大人まで、家庭や学校、社会の各場面で環境教育が取り込まれ、また、環境保全活動を行う団体などを中心に、環境への配慮の取組の環が広がっており、一人ひとりが環境への負荷の少ない生活を心がけるようになっていきます。

一方、企業は環境に配慮した事業活動を行い、その取組状況等を地域の住民に積極的に知らせることなどにより、消費者などの信頼と評価を得ています。そして、経済的利益を得ることで、より一層、環境保全の技術力を高めるなど、新たなビジネスも生み出され、国内外の環境対策に貢献しています。

環境に配慮した農林水産業の展開は、安全・安心な農水産物の提供や道産木材の利用、水源涵養や二酸化炭素吸収などの機能の発揮につながっています。

また、北海道の豊かな自然環境と調和した観光産業の展開が環境保全意識の高揚や北海道の魅力の発信につながっています。

さらには、環境に配慮した土地利用やまちづくりなどを通して、住民、企業、行政が連携して自然と共生する地域づくりが盛んに行われています。

#### 現状と課題

##### (環境に配慮する人づくり)

北海道の恵まれた環境を将来に引き継いでいくためには、道民一人ひとりが環境に関する基本的な知識を持ち、自発的に環境保全に取り組むことが重要です。

道では、環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを進めるため、「北海道環境教育基本方針」を策定し、環境教育の場の提供や指導者の育成、参加・体験型環境学習事業の実施など、家庭、学校、職場、地域等における環境教育を推進するとともに、社会を構成する各主体の自発的な取組を支援しています。

学校、企業、地域等における環境教育や環境保全活動の重要性に関する認識の高まりが見られます。

このため、今後とも、環境教育の機会や場の充実、地域における環境教育の指導的役割を担う人材の育成、環境教育に関する人材等の情報の適切な提供が必要です。

環境への関心の高まりなどから、環境保全に取り組む民間団体が増えており、いわゆるNPO法に基づく認証を取得した団体の約1割は、環境教育プログラムの実践など、主として環境に関する活動を行う団体が占めています。

今後も、民間団体による自発的な環境保全活動を支援するとともに、社会を構成する各主体がパートナーシップのもとで連携して活動に取り組むことが重要です。

なお、国においては、2002年の国連総会で決議された「持続可能な開発のための教育の10年」(2005～2014)を受けて、関係省庁が持続可能な開発のための教育(ESD)を推進しており、その大きな柱となる環境教育について、ESDの趣旨を生かした取組が求められています。

#### (環境と経済の好循環の創出)

環境への関心の高まりなどを背景に、企業の中には、環境問題への取組を含む社会的責任を意識した動きが見られ、ISO14001の認証取得など環境マネジメントシステムの導入など、環境に配慮した事業活動が進められています。

今後とも、事業者は、法令遵守はもとより、環境と経済の好循環の観点からも、環境負荷の低減に積極的に取り組むことが求められています。

北海道の基幹産業である農林水産業や観光は、豊かな自然環境を基盤に展開されています。これらの産業が今後とも持続的に発展するためには、環境に配慮した事業の実施が求められます。

特に、水源の涵養や二酸化炭素の吸収など農地や森林、水域などが有する多面的機能は、農林水産業の持続的発展により発揮されます。また、地場の農林水産物をその地域で販売、消費する「地産地消」の取組は、環境への負荷の低減に貢献することも期待され、これらのことが、安全・安心な食の提供や食料自給率の向上にもつながります。

道内で環境ビジネス関連事業に取り組んでいる主な業種は、製造業、建設業、廃棄物処理業の順に多くなっています。

また、環境ビジネス関連事業の売上高が増加している企業が多いなど、企業による環境ビジネス分野への取組は年々拡大しており、今後さらなる成長が期待されます。

道では、リサイクル関連産業をはじめとする環境関連ビジネスの創出・育成を図るため、リサイクル工場の新・増設や、リサイクル製品等の事業化に向けた取組への支援などを行っています。

#### (環境に調和したまちづくり)

人口減少や少子高齢化の進行、中心市街地の衰退等を背景に、コンパクトなまちづくりへの関心が高まっています。

このことから、交通手段におけるエネルギー消費や冷暖房等の熱エネルギー

の効率化など環境負荷の小さい都市づくり、環境と調和したまちづくりを進めることが重要となっています。

(環境への配慮)

環境保全意識の高まりなどから、行政自らが環境に配慮した行動を率先して実行する機運が広がっています。

道では、地球温暖化対策推進法に基づき、道の事務・事業に関する実行計画を策定し、知事部局等では ISO14001 の認証を取得した「北海道環境管理システム」を導入して、その適切な運用を図っています。

また、同システムを全ての出先機関において準用し、電気使用量やごみ排出量の削減、野生生物や自然景観などの環境に配慮した公共事業の実施など、事務・事業における環境配慮に取り組んでいます。

今後とも環境管理システムの適切な運用等により、温室効果ガス排出量の着実な削減を図る必要があります。

環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するためには、私たち一人ひとりとはもとより、地域全体のライフスタイルを環境負荷の少ないものへ変革していく必要があります。

また、健康と環境面を中心とした持続可能性を重視した生活スタイルである「LOHAS」という考え方や北海道らしい脱温暖化型のライフスタイルとして「スローライフ」などの考え方を取り入れていくことが重要です。

環境に配慮した地域づくりに関する目標

環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを推進する

事業者の環境に配慮した行動を促進する

地域特性等を踏まえた環境関連ビジネスの振興を図る

環境への配慮を織り込んだまちづくりや地域づくりを推進する

環境に配慮したライフスタイルの定着を図る

道が行う事務・事業における環境配慮を徹底する

### 環境に配慮した地域づくりに関する指標

指標の名称	現 状	目標数値等
「環境配慮活動実践者」の割合	44 %	70 % 以上
環境管理システムの認証取得事業所数	505 事業所	780 事業所
認定リサイクル製品数（再掲）	87 製品	220 製品以上
グリーン購入の実施市町村数（再掲）	45 市町村	全市町村
クリーン農業に取り組む生産集団数	311 生産集団	650 生産集団
有機農業に取り組む農家戸数	331 戸	1,800 戸
北方型住宅としてデータ登録された戸数	9 戸 / 年	400 戸 / 年
汚水処理人口普及率（再掲）	92.0 %	94.8 %
道の事務・事業における温室効果ガスの排出量	364,932 トン （二酸化炭素換算）	321,392 トン （二酸化炭素換算）
道におけるグリーン購入調達率	89 %	100 %

（注） 指標の設定の考え方等については、参考資料「2 指標一覧」を参照

### 各主体の取組方向

#### 《道民》

- ・ 家庭や学校、地域など様々な場面で、環境に関する知識と理解を深め、環境に配慮した生活を心がけるとともに、地域に取組を広げていきます
- ・ 環境保全に関する講演会等や民間団体等が行う環境保全活動に積極的に参加・協力します

#### 《事業者》

- ・ 研修会の実施など、従業員に対する環境配慮の啓発を進めるとともに、環境保全に関する取組方針や目標の設定、内部監査の導入など自主的な環境管理体制づくりに努めます
- ・ 環境報告書等の作成により環境保全への取組状況を公表するとともに、住民等と連携して地域の環境保全活動に取り組みます
- ・ クリーン農業の実践、間伐材の利用や森林の保全・整備、覆砂などによる藻場・干潟の維持保全や、これらの産業から発生する廃棄物の適正処理など、環境と調和した産業活動に努めます

《民間団体》

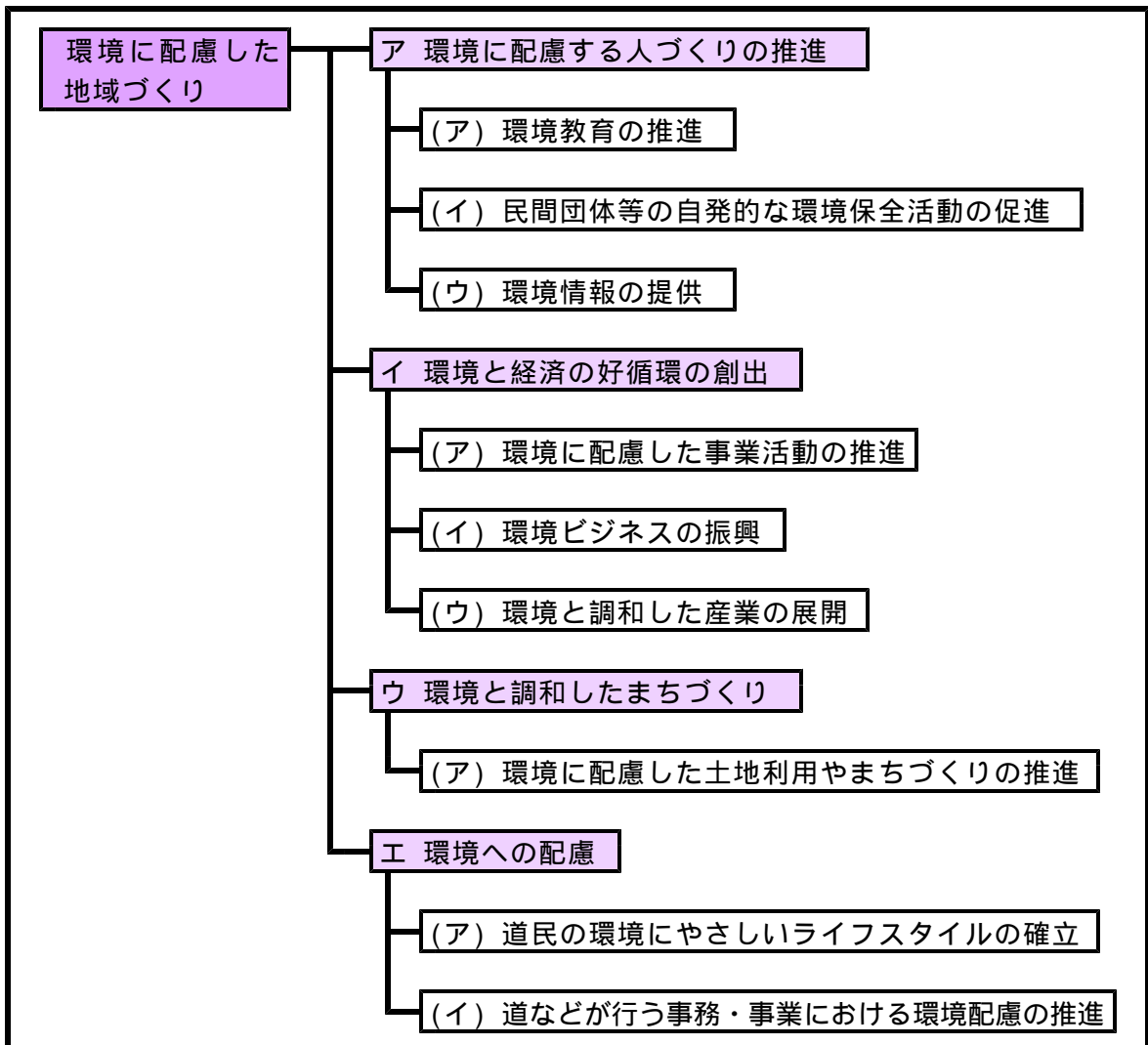
- ・道民、事業者、行政と連携して、環境保全活動を実践します
- ・民間団体相互や各主体との連携・協力によるネットワークづくりを進め、道民の環境保全意識の高揚を図り、取組の環を広げます

《行政》

- ・学校における環境教育や地域に根ざした環境教育を推進します
- ・地域の環境保全活動の核となる人材の育成を進めるとともに、情報や機会の提供などにより民間団体等の自発的な環境保全活動を支援、協力します
- ・環境に配慮した事業活動を推進するため、事業者に対する指導、助言等に努めます
- ・環境への負荷の少ないまちづくりを進めます

道の施策

【施策の体系】



## 【施策の方向】

### ア 環境に配慮する人づくりの推進

#### (ア) 環境教育の推進

##### a 人材の育成・効果的な活用

- ・地域における環境教育及び環境保全活動を促進するため、自然解説員、森林学習等指導者などの環境教育指導者の育成をすすめます
- ・環境教育指導者に関する情報の提供、地域の環境学習会等への指導者派遣など、人材の効果的な活用をすすめます
- ・青少年の森林に関する学習活動をすすめるための指導者を育成します

##### b 機会の提供・環境配慮行動の意識付け

- ・幼稚園など教育の場を活用した体験型環境学習や、地域の特性を活かした自然教室の開催など、道民に、環境教育の機会を提供します
- ・日常生活における環境配慮行動を促進するため、家庭や学校において、各種環境教育プログラムを活用した省エネルギー等の取組を推進します
- ・「北海道環境サポートセンター」など環境教育の拠点を活用し、各種環境教育情報の収集・提供や、環境セミナーを開催するなどの取組をすすめます
- ・森林づくり体験活動の促進など青少年の森林づくりに関する学習機会の確保を図ります

##### c 環境教育の総合的な推進

- ・家庭・学校・NPO等の民間団体・事業者・行政など様々な主体の連携・協働による環境教育を推進します
- ・幼児期から高齢期まで、多様な世代に対する環境教育を推進します
- ・企業や大学との連携をすすめ、社会貢献につながる環境教育の取組を推進します
- ・国、他都府県、海外などにおける環境教育の先進事例等を調査・研究し、施策に反映するよう努めます
- ・学校・地域・職場におけるエネルギーに関する教育・学習を促進します
- ・食を通して農産物・水産物等が育った環境や環境に調和した食生活などについて考える食育を推進します
- ・木を身近に使うていくことを通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む木育を推進します

#### (イ) 民間団体等の自発的な環境保全活動の促進

- ・各種イベントにおける環境配慮の取組や、地域に貢献する環境保全活動など、民間団体等による自発的な取組を促進します
- ・住民、NPO、事業者、行政などのパートナーシップによる、地域における環境教育・環境保全活動を推進します

#### (ウ) 環境情報の提供

- ・環境の状況や環境保全の取組状況など、多様なニーズに対応できる環境情報の収集・提供をすすめます
- ・ホームページや広報誌をはじめとする多様なメディアを活用して、道民が利用しやすい環境情報の提供をすすめます

## イ 環境と経済の好循環の創出

### (ア) 環境に配慮した事業活動の推進

- ・環境に大きな影響を及ぼすおそれのある場合などには、事業者との公害防止・環境保全協定を締結し、協定に基づく規制の強化をすすめます
- ・事業者と他の主体との環境に配慮した事業活動に関する協定の締結など企業の社会的責任(CSR)活動と連携した環境保全施策の展開や、環境負荷を最小限にする技術、サービス等を金融面から支援する仕組みづくりをすすめます
- ・環境保全に成果を上げた企業を評価する仕組みをつくり、企業の環境保全の取組促進を図ります
- ・ISO14001、エコアクション21や北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)に関する情報発信などにより、環境マネジメントシステムの導入を促進します
- ・道内事業者の環境に関する情報を社会で共有するための取組として、環境報告書の作成を促進し作成状況等の情報発信をすすめます
- ・エコマークや森林認証など、環境負荷の小さい商品・サービス・事業等を評価・認証する各種認証制度の取得を促進し、取得状況等の情報発信をすすめます

### (イ) 環境ビジネスの振興

- ・既存産業の技術基盤の活用や関係事業者間の連携の促進などにより、リサイクル関連産業の創出・育成を図ります
- ・リサイクル製品・リサイクルブランドの認定制度の活用やグリーン購入の推進などにより、再生品の市場形成の促進を図ります
- ・リサイクル関連産業をはじめとする環境関連ビジネスの創出・育成を図ります
- ・リサイクルポートに指定された各地域と連携を図りながら、リサイクル関連産業の集積を促進します

### (ウ) 環境と調和した産業の展開

#### a 環境と調和した農業の展開

- ・道民が道内で生産された農産物を消費する「地産地消」を推進します
- ・農業施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費が無いよう、配慮をすすめます
- ・地下水汚染防止や水道水源保全などの観点から、家畜ふん尿の適正な管理・利用を促進します
- ・メタンガスの発生を抑制するため、水田における適正な水管理と有機物の適正な施用を促進します
- ・バイオマスによる新産業の創出に向け、関係機関等が連携して取り組みます
- ・家畜ふん尿など農業から生じるバイオマスは、適正な管理・利用を促進し、肥料化、飼料化、エネルギー化など循環利用をすすめます
- ・化学肥料や化学農薬の使用を必要最小限にとどめるなど環境との調和に配慮したクリーン農業を推進します
- ・「北のクリーン農産物(YES!clean)表示制度」の登録産地拡大、流通・消費拡大などを通じた環境への負荷低減をすすめます

- ・有機質資源の有効利用などにより環境への負荷を最小限に抑えた持続性の高い有機農業を推進します
- ・農地への適正な施肥に向けた取組の指導など、硝酸性窒素等による地下水汚染対策を推進します
- ・持続的な農業生産活動を通じ、農業・農村の有する水源涵養・洪水防止機能などの確保を図ります
- ・関係機関等と連携して農業用廃プラスチックのリサイクルを基本とした適正処理を推進します
- ・地域全体で取り組む農地・農業用水等の資源保全など、農村の自然や景観を守る地域共同活動を促進します
- ・区域の農業者全体で実施する先進的な営農活動等による環境負荷の低減を支援します
- ・美しい農村景観を構成している農地や施設（用排水路等）などの保全・整備をすすめます

#### **b 環境と調和した林業の展開**

- ・二酸化炭素吸収源としての森林の役割が十分に発揮されるよう健全な森林の保全・整備を推進します
- ・再生可能な資源であり、化石燃料の代替として有効な森林バイオマスのエネルギー利用をすすめます
- ・環境負荷が少なく循環利用が可能な資源である道産木材の利用を促進します
- ・森林生態系や土壌、水資源の保全等健全な水循環の確保など、環境に配慮した持続可能な森林経営を促進します
- ・植生や景観に配慮した路線計画や工法の採用など環境負荷の低減に努めながら、林道などの整備をすすめます

#### **c 環境と調和した水産業の展開**

- ・道民が道内で生産された水産物を消費する「地産地消」を推進します
- ・藻場・干潟の維持保全など、海域の環境保全対策を推進します
- ・啓発指導などを通じて、漁業系廃棄物の適正な処理や循環的利用を促進します

#### **d 環境と調和した観光産業の展開**

- ・観光地の自然の保全と環境に配慮した観光地づくりの促進を図ります
- ・観光産業従事者への自然環境の保全に向けた啓発を促進します
- ・観光客への環境に配慮したマナー啓発を促進します

### **ウ 環境と調和したまちづくり**

#### **(ア) 環境に配慮した土地利用やまちづくりの推進**

- ・国土利用計画（北海道計画）、北海道土地利用基本計画など、土地利用に関する諸計画を適切に運用することにより、環境に配慮した土地利用をすすめます
- ・都市計画法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、工場立地法、北海道自然環境等保全条例等を適切に運用することにより、環境に配慮した土地利用をすすめます



- ・環境負荷の小さい都市の実現に向けた「コンパクトなまちづくり」を目指した取組をすすめます
- ・長寿命・省エネルギーで環境負荷が少ない北方型住宅の一層の普及を推進します
- ・景観の保全や街並みの形成に向けた意識啓発をすすめます
- ・「北海道景観条例」に基づき、生活環境と調和した良好な景観形成を推進します
- ・「北海道屋外広告物条例」等に基づく取組を推進し良好な景観形成と風致の維持を図ります
- ・都市公園、街路樹等の整備など都市緑化を推進します
- ・都市及び交通システムの計画等において省CO<sub>2</sub>型のデザインとなるよう検討をすすめます（詳細は、「1(1) 地域から取り組む地球環境の保全」の「運輸・物流・交通部門対策」を参照）

## エ 環境への配慮

### (ア) 道民の環境にやさしいライフスタイルの確立\*

- ・クールビズ・ウォームビズ、マイバッグ運動など、環境にやさしいライフスタイルの提案・普及啓発をすすめます
- ・商品やサービスの環境に関する情報を消費者に提供し、環境に配慮した生活様式への見直しを促進します
- ・北海道における環境にやさしいライフスタイルの確立に向けて、道民・事業者・団体などの環境配慮に関する行動計画を策定し、取組をすすめます

### (イ) 道などが行う事務・事業における環境配慮の推進

- ・出先機関を含む道全体で環境管理システムの取組を推進します
- ・道が行う事務・事業の実施に当たっては、率先して、省資源・省エネルギーやリサイクルなど、環境に配慮し、環境への負荷の低減に努めます
- ・道の事務・事業において、再生資源を使用した製品等の優先的な調達など、グリーン購入に率先して取り組みます
- ・道自らバイオマスエネルギーの率先的な利用に努めます
- ・建設廃棄物の発生抑制に資するよう、道有建築物等の長寿命化をすすめます
- ・道有建築物等の電気・機械設備等に係る改修や運用方法の改善等により、エネルギー消費量及び光熱水費を縮減し環境負荷の低減と運営コストの削減を図ります
- ・道が行う公共事業の計画及び実施段階において、野生生物の生息・生育環境や自然景観、大気・水環境等への負荷低減、省資源・省エネルギーや廃棄物の減量・リサイクルの視点から環境配慮をすすめます
- ・地球温暖化対策推進法に基づく実行計画の策定など、率先して環境配慮の取組をすすめるよう、市町村に対して、助言等の支援を行います

## ( 2 ) 基盤的な施策の推進

### 現状と課題

#### (環境影響評価)

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業に関し、環境保全のため適正に配慮されることを確保する手続き等を定める環境影響評価制度については、時代に即した見直しなどを行ってきています。

今後とも、環境影響評価制度が実効性のあるものとなるよう適切かつ円滑な運用を図ることが重要です。

また、事業のより早い段階からの環境への配慮を図るための制度について、取組が求められています。

#### (環境保全施設の整備)

生活排水処理施設や廃棄物処理施設など環境保全に資する施設については、今後とも必要性等を勘案して整備を促進することが重要です。

#### (調査研究等)

多岐にわたる環境問題を適切に解決していくためには、科学的知見に基づいた施策の展開が不可欠です。

道では、環境科学研究センターにおいて、大気・水質等の公害や化学物質による環境汚染、野生動植物の保護管理などの環境問題に係る調査研究に取り組んでいます。

また、その他の道立試験研究機関においても、環境に関連する調査研究や技術開発が進められています。

今後とも、複雑・多様化する環境問題などに対処するため、各試験研究機関相互や産学官の連携のもと、調査研究や技術開発の推進を図る必要があります。

#### (国際的な取組)

地球規模の環境問題に対応するため、国境を越えた国際的な取組が求められています。

道では、北方圏フォーラムへの参画を通じて、気候風土が共通する北方圏諸国と、大気・海洋環境モニタリングや野生動物の保護管理などについての情報交換等を進めてきたほか、中国黒竜江省との相互交流などを行ってきました。

今後は、新たに、近隣諸国における他地域等との情報交換などによる環境交流の推進について検討していくことが重要となっています。

## 基盤づくりに関する目標

環境影響評価の適切な運用を通じて、開発事業における環境配慮を推進する

関係機関等と連携した調査研究・環境保全技術開発を推進する

地球環境保全に資する国際的な取組を推進する

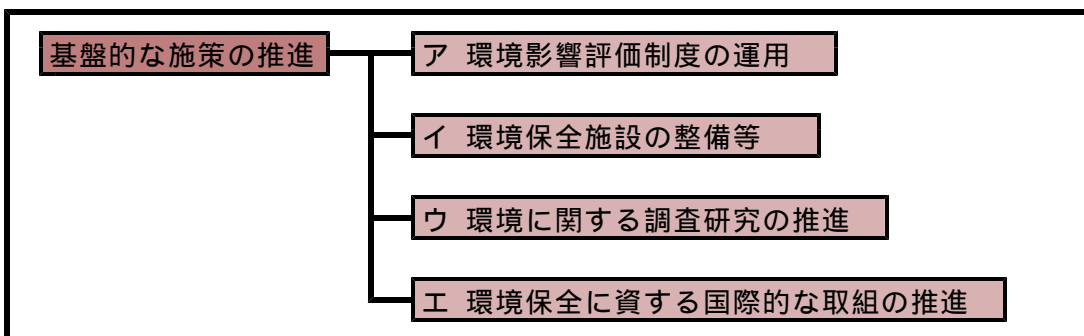
## 基盤づくりに関する指標

指標の名称	現 状	目標数値等
環境分野における海外からの研修受入人数	5人 (平成19年度の年間実績人数)	100人 (平成20年度以降の累積人数)

(注) 指標の設定の考え方等については、参考資料「2 指標一覧」を参照

## 道の施策

### 【施策の体系】



### 【施策の方向】

#### ア 環境影響評価制度の運用

- ・環境影響評価制度の適正な運用をすすめるとともに、制度内容の点検を行い必要に応じて見直しを検討します
- ・環境影響評価に関する住民等の理解促進のためIT（情報技術）の活用を図ります
- ・環境影響評価に関する科学的知見の蓄積をすすめます
- ・事業の計画段階における環境配慮を確保する制度の導入を検討します

#### イ 環境保全施設の整備等

- ・生活排水処理施設や廃棄物処理施設など環境保全に寄与する施設の整備を促進します

## ウ 環境に関する調査研究の推進

- ・すぐれた自然や生物多様性の保全、大気・水質など生活環境の保全など地域の課題解決に向けた実態把握や解析等をすすめます
- ・調査研究成果の普及を図るため、環境情報のデータベース化や、地理情報システム（GIS）を利用した解析など情報を管理・提供するシステムの構築を推進します
- ・国や道の試験研究機関、大学、企業など産学官が連携した調査研究や技術開発を推進します
- ・大陸からの汚染物質による影響把握など地球環境問題や、廃棄物の適正処理など循環型社会の形成に関する調査研究の充実を図ります
- ・民間分析機関の育成や技術力向上のため、技術指導など精度管理体制の充実を図ります
- ・環境汚染事故や、地球温暖化など長期的な問題について、科学的根拠に基づき適切に対応するための体制の充実を図ります
- ・水素を利用した燃料電池など、将来を見据えたエネルギー利用の可能性調査や研究をすすめます

## エ 環境保全に資する国際的な取組の推進

- ・地球温暖化や海洋汚染など地球規模の環境問題に対応するため、国等と連携して関係する国や地域と環境に関する情報交換や技術協力をすすめます
- ・北方圏フォーラムにおける環境プロジェクトへの参画を通じて、地域固有の環境問題などの課題解決に資する国際貢献を推進します
- ・JICAによる開発途上国の研修生受入れなど、国際貢献を推進するとともに、友好提携地域である中国黒竜江省との環境交流を推進します